

電力・ガス取引監視等委員会

第44回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年5月8日（月） 13：01～13：56
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから電力・ガス取引監視等委員会第44回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願ひいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本会合はオンラインでの開催としております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

本日、河野委員は御欠席、華表委員は遅れて御参加です。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日はオブザーバーとして北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力が出席されています。

以降の議事進行は、山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

○山内座長 承知いたしました。それでは、議事次第に従って進めていきたいと思ひます。議事次第がありますけれども、今日の議題は2つということであります。

早速ですけれども、議題1、消費者庁及び消費者委員会が消費者団体等から聴取した御意見等に対する御回答案についてでございます。これについて事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料3—1を御覧ください。本件の概要の2つ目の段落ですが、当会合では、査定方針案の検討に当たり、公聴会や国民の声を通じて寄せられた御意見や、関係省庁等からの御意見を踏まえて審議を行ってきたところでございますが、この過程におきまして、下の参考にございますとおり、消費者庁については、12の消費者団体から総数183の消費者の視点からの疑問点、意見等が聴取され、消費者庁で整理の上、第35回料金制度専門会合で消費者庁から提示されていたところでございます。

また、消費者委員会のほうでは、2月20日の公共料金等専門調査会及び4月25日の公共料金等専門調査会で消費者団体等との意見交換が実施され、それぞれ意見が提出されていたところでございます。

当会合では、これらの御意見を踏まえて、査定方針案の検討を行っていたところでございますが、今回、これらの消費者団体からの御意見等について、事務局で改めて当会合としての御回答案を作成いたしましたので、これについて御審議いただきたいというものでございます。

続きまして、資料3—2を御覧いただきたいと思います。資料3—2は、消費者庁が消費者団体から聴取した疑問点・意見への回答案でございます。

意見については第35回料金制度専門会合で紹介させていただいたところでございますが、まず1つ目としましては、料金設定の根幹となる需要と供給の電力量の想定について、根拠を提示して分かりやすく説明することができるのか疑問という御意見でございまして、これに対しては、電気事業法に基づきまして、各事業者が経済産業大臣に毎年度提出する供給計画を基に、必要な整理・補正を行うことで策定され、合理的でない考え方に基づいた供給力の積上げ等は確認されなかった旨を回答させていただいているところでございます。

続きまして、2ページ目、コスト効率化についてということで、効率化努力はどの程度行ったのか見えてこない。あるいは電気料金を構成するコスト全てを抜本的に見直し、値下げの努力を続けるべきといった御意見が寄せられました。これは消費者委員会と消費者団体との意見交換でも同様の意見が多く寄せられたところでございますが、これにつきましては、見解案のとおり、効率化係数についての説明等を紹介させていただいているところでございます。

さらに、次のページに行きまして、企業の不祥事でございます。これも消費者委員会と消費者団体との意見交換でも同様の指摘が寄せられているところでございますが、電力会社の不祥事が明らかになっているが、本当に公正な競争がなされているのか、企業努力を尽くしているのか疑問。あるいは、電力自由化の下で公正な取引が行われるよう、再発防止策の策定と送配電事業者との完全な分離を行うことを求めたいが、いかがかといった意見が寄せられてございます。

この点につきましては、電力自由化による競争促進は重要であり、電力各社による公正な取引を妨げる行為によって、独禁法に基づく命令がなされたことは、電力システム改革

の趣旨に反するものであり、極めて遺憾であるといったことと、監視等委員会でも報告徴収を行っているところであり、今後厳正に対処してまいりますということと、あとは中国電力からの料金改定申請については、料金原価に独禁法違反行為に係る課徴金が算入されていないことを確認していますが、カルテルの結果、高コスト体質となり、間接的に規制料金に影響を与えているのではないかと疑念が払拭されない可能性も考慮して、経営効率化の取組など厳正に審査をしたことを書かせていただいているところでございます。

あと、再生可能エネルギーの導入促進や原子力発電所のことについての意見が多く寄せられていますが、そこについては、一般論として再生可能エネルギーの導入や、原子力発電所の再稼働により、燃料費が抑制される可能性があると考えられるということと、あと、原子力発電所に係る費用については、適正な料金原価になっているか確認を行っています。あと、再生可能エネルギーの導入や原子力発電所の再稼働は、資源エネルギー庁より御回答されることとなると考えているとしております。

あと、今後の見通しにつきましては、次の4ページをお願いいたします。今まで様々な改定がなされてきたが、なぜ料金が下がらなかったのか。あるいは、いつまで、どの程度料金が上がり続けるのかといった意見が寄せられておりました。その点につきましては、燃料費調整制度について説明するとともに、事後評価制度を踏まえて回答してございます。

あとは、電気料金値上げの仕組みについて、構造や料金が上がる仕組みを説明してほしいといった意見が寄せられてございます。そこについては、それぞれレベニューキャップ制度についての分かりやすい説明を行っていく旨、あるいは燃調の仕組み等について回答してございます。

あとは最後のページでございますが、認可申請に対する審査について、結果だけではなく、どういった点を勘案して結論に至ったのか、消費者が納得できるよう丁寧な説明を公表してほしいという意見が出されておまして、そこについては、これまでの審議の状況について回答しているところでございます。

続きまして、資料3-3、消費者委員会と消費者団体等との意見交換における御意見に対する見解ということでございます。

まず1ページ目は、さらなる経営効率化を求める、あるいは人件費を大胆に見直すべきといった経営効率化・人件費等に関するものでございまして、これも消費者庁のほうと共通しておりますが、効率化係数、あるいは役員報酬、人件費等についての査定結果等々について説明をしているところでございます。

2 ページ目に行きまして、燃料費等については、燃料費が下がった場合の電力量料金を下げる仕組みについて説明を求める。あるいは燃料費が下がった場合の電気料金値下げの仕組みをしっかりと明示すべきといった御意見が出ておりまして、そこについては、今、燃料費調整制度の仕組みと燃料費の採録期間を見直した旨を回答させていただいているところでございます。

あと、原子力発電所については、原発再稼働を織り込んだ値上げ申請には納得できない、あるいは原発に係る費用の増加理由と今後の見通しについて説明を求めるといった御意見が寄せられているところでございまして、そこについては、電気の規制料金の改定申請審査においては、直近の供給計画等を基に、原価算定期間におけるメリットオーダーを確認するものであり、長期的な電源構成の在り方については、審査の対象外となりますとしつつ、原子力発電に係る費用については、審査の過程について1つずつ精査をして適正な料金原価となっているのかを確認したこと、あるいは原子力発電所の安全対策工事についても、必要性を厳正に確認した上で、徹底した効率化を求めるため、効率化係数を用いて査定を行ったことなどを回答させていただいているところでございます。

あと、次のページに行きまして、再生可能エネルギーについては、再生可能エネルギーの導入と今後の導入普及を求めるといった御意見が寄せられているところでございまして、そこについても資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えている旨、回答しているところでございます。

あと、消費者の信頼を裏切る不祥事に関する御意見も出されているところでございまして、健全で自由な競争による消費者の選ぶ権利、安心して電気を利用できる環境を保証していくために、電力業界の体質改善を強く求める。あるいは不祥事で消費者の批判がある中、値上げ申請は許されないとといった御意見が寄せられたところでございまして、それらについては、先ほどの消費者庁のほうで回答させていただいたのと同様、極めて遺憾であり、さらに報告徴収を行い、厳正に対処する。あとは課徴金が原価に算入されていないことを確認するとともに、経営効率化の取組について厳正に審査をするといったことについて回答させていただいております。

また、情報漏えい、不正閲覧問題については、4月17日付で業務改善命令を行い、行為規制を含めたコンプライアンスの遵守等を内容とする内部統制の抜本的強化や託送情報に係る情報システムの共用状態の速やかな解消、いわゆる物理分割等を命じたことを説明させていただいております。

あとは次のページに行きまして、消費者に対する説明に関するものということで、これは実際に公共料金等専門調査会に出席した際、実質的に一番強く聞かれた意見でございます。やはり一般家庭に対する広報は、ダイレクトメールやホームページでのお知らせのみであり、値上げの理由、根拠が消費者に理解できるような内容になってはいない。あるいは消費者にとって電気料金の仕組みや値上げに関する情報は専門的であり、理解しづらい、こういった意見が非常に多く寄せられていたところでございます。

それについては、第2パラグラフのとおり、料金制度専門会合への資料提出以外に各電力会社においても利用者に対し情報開示を徹底することが今後利用者の理解を得る上でも重要であり、各電力会社に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいりますということを回答させていただきたいと思っております。

あとは生活の厳しさに関する御意見が多く寄せられておまして、これについては、厳格かつ丁寧に審査を行うとともに、支援策については資源エネルギー庁より御回答することとなるものと考えている旨、回答しているところでございます。

あと、最後のページにおきまして、制度全般に関しては、これは先ほどの消費者に対する説明に関するものと重なるところではあるのですが、電気料金が複雑になり、消費者には分からない状況である。あるいは42番にあるとおり託送料金について分かりにくい。総括原価方式という電気料金の決め方に疑問を持つ。消費税の軽減税率の対象とすることを要望する。あるいは43番にあるとおり原発回帰ではなく、エネルギーコスト全体を下げる省エネ技術などへの投資、開発を求める。そういった意見が寄せられているところでございます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。それでは、回答案について御説明いただきましたが、御意見、御質問等あれば御発言願いたいと思いますが、例によって挙手機能で発言の希望をお知らせください。こちらから御指名いたします。どなたが御発言御希望いらっしゃいますか。内容的には、これまで我々が議論してきたことを御回答としてまとめたということ、それから場合によっては、電取ではなくて資源エネルギー庁のほうでお答えいただくような内容もあったかと思えます。いかがでございましょう。

特に御発言御希望ありませんでしょうか。ということですが、これは特に事務局からさらにコメントというか何か必要ありますか。

○池田取引監視課長　特にございません。

○山内座長　それでは、本件については、特に異論はなかったということでございますので、事務局案のとおり、消費者庁及び消費者委員会が消費者団体等から聴取した御意見等に対する当会合としての回答とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、議題2であります。議題2は、消費者庁電気料金アドバイザー会合への対応状況についてであります。これは内容について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長　資料4を御覧ください。資料4に入るまでに今までの経緯について御報告させていただきますが、4月26日の料金制度専門会合で査定方針案について御了解いただいた後、翌日、27日の委員会で査定方針案が取りまとめられ、同日、経産大臣に回答が行われ、さらに資源エネルギー庁から同日、4月27日付で消費者庁への協議が行われ、現在、消費者庁との間で協議プロセスが進行しているところでございます。

消費者庁との協議につきましては、消費者庁が消費者委員会に諮問をすることになっておりまして、これは既に諮問自体は行われているところでございますが、それと並行しまして、消費者庁のほうで電気料金アドバイザーとして8名の有識者を委嘱しておりまして、電気料金アドバイザーとの会合というのが5月2日から開催されまして、要は消費者庁への協議プロセスの一環として8人のオブザーバーを加えて経済産業省から説明を求めるといった場が開催されているところでございます。5月2日に第1回会合が行われ、本日午前に第2回目の会合が行われたところでございます。

2ページ目に行きまして、5月2日の会合では、こういった御指摘があったかといいますと、まず経済産業省といいますか、電取委事務局からは第44回料金制度専門会合で御承いただいた消費者庁及び消費者委員会からいただいた御意見への回答についてという資料を使って、消費者庁からいただいた意見について御回答をしたところでございますが、カルテル等の不正事案が規制料金の申請に影響を与えているのではないかといった点に関心が集中しまして、そこで1つ目の●の①から③、第1には、カルテル事案が料金に与えている影響について、マクロの影響だけではなく、さらに検証できる余地があるのではないか。要は我々事務局としましては、中国電力のカルテル期間の前後の平均コストの推移ですとか、あとは契約数の推移とかを示して、御説明を行ったところですが、これだけだと何とも言えないという指摘があって、さらに検証作業の深堀りを求められたというところでございます。

2番目としまして、調達状況について、事務局からは各社別、あと各分野別に金額の大きいものから発注状況を整理した資料を提示させていただいたところですが、調達状況については、工種ごとに経年で分析する必要があるのではないかという御指摘も受けました。さらに廃炉費用を料金原価に含めることは認められても、事故炉である福島第一原発について、東電エナジーパートナーの原価に含めることは消費者の理解が得られないのではないか、そういう指摘も得たところでございます。

これらの点におきまして、本日、午前の会合では、改めて個々の公共入札案件の落札状況に着目したカルテル影響分析、あるいは定期的な工事における発注先の経年変化などの調達状況に係る分析、あとは東京電力エナジーパートナーの購入電力料における福島第一原発の費用の取扱いなどについて、追加的に御説明させていただいたところでございます。

さらに、消費者庁からの御指摘というのは、要はカルテルの影響があったのかどうかというのは、まだ判然としないのではないか。あるいはそもそも電力会社各社のコストが効率的なのか、競争が本当に働いていたときの料金水準と比べてどうなのかというのが分からないのではないかといった御指摘があったところから、前回会合では、今後、認可を行った後はフォローアップを行いますということを打ち出させていただいて、本日、午前中の会合では、各事業者に対し、フォローアップを行う枠組みを新たに設けることを御説明させていただいたところでございます。

このフォローアップについては、具体的に新たにどのようにするかというのは、まだこれから検討を行っていくところですが、今後、この料金制度専門会合においても何らかのお伺い、あるいは御報告をさせていただくことになるものと考えてございます。

続きまして、4ページ目に移っていただきたいのですが、これは消費者庁のアドバイザーだけでなく、一般の方々もカルテルの影響について、特高、高圧と規制料金を混合している論調が多く見られることから、やはり議論の前提となる全体像を示す必要があるということで作ったスライドでございます。

2つ目の●のとおり、カルテル事案は大口需要家向けに行われたものであって、大口需要家向けの料金への直接的な影響があった可能性は否定できないものですが、家庭向けの規制料金については、カルテル事案の前後で料金改定を行ってはおらず、これまでの料金に変更があったわけではない。あとは課徴金は申請原価に算入されていないことも確認済みであるということで、現行の規制料金への直接的な影響はないというところは説明させていただいたところでございます。

次に、5ページで間接的な影響としては、ただ、必ずしも否定はしきれないところまでございまして、考えられるルートとしましては、カルテル事案によって中国エリアの競争圧力が下がり、それによって中国電力が高コスト体質となる。さらに高コストが中国電力の規制料金の申請原価に織り込まれ、それがそのまま認可されてしまうというところが影響が及ぶルートとしては考えられるところまでございまして、これらについて順次検証していくとともに、④は特に決定的に重要であるということをお説明させていただいたところまでございます。

次のページでカルテル事案によって中国エリアの競争圧力が下がるという点に関しましては、7スライド目、落札件数の推移を表にまとめさせていただいたところで、要は年別に中国電力、関西電力、新電力の公共入札案件の落札件数の推移をまとめさせていただいたもので、これを見ると、2019年からは関西電力の中国エリア内の落札がびたっと止まっております、そういう意味ではカルテルの実効性はあったということになりますが、他方で新電力の落札件数も入れ替わりで増えておりました、これを見ると競争圧力が下がったとは必ずしも言えないという説明をしたところまでございます。これについては、消費者庁のアドバイザーからは、これだけ見ても、例えば小さい案件が増えただけではないかといった御指摘、だから、これだけでは競争圧力が下がったとは言えないのではないかというような御指摘があったところまでございます。

さらに、10ページ目以降をお願いしたいのですが、これは同じく公共入札案件の落札価格の分布、公共入札案件のデータを使ってまとめさせていただいたものでございますが、これは2017年のデータで、負荷率が高くなればなるほど平均単価が低くなるという傾向が2017年には見られまして、これは一般的にそういった傾向が見られるところまでございます。

次に、2018年をお願いします。2018年になると、関西電力が入ってきて、関西電力が活発に落札していた。

次に、2019年を見ていただきたいのですが、まず、カルテルが締結されて関西電力が出ていった。その結果、負荷率が50%から80%のところを見ていただきたいのですが、けれども、普通負荷率が高くなれば高くなるほど平均単価は低くなるはずなのですが、逆に50%から80%にかけては減少傾向が見られない、むしろ高い傾向が見られる。そういう結果になりました。これは背景事情として新電力はベースロード電源を持っていないため、高負荷率の需要家に対し、安価な提案をしにくいということで、カルテルによって関電が撤退して、高負荷率の需要家を中心に高い価格となったことがうかがわれるというところ

でございます。

ただ、13ページ以降を見ますと、2020年以降はこの傾向が是正され、ある意味、新電力が相対契約等で他の旧一電からベースロード電源をそれなりに手当てすることができたので、価格がこうして下がったのではないかと考えられるところでございます。

そういったデータを紹介して、次に、中国電力は高コスト体質になっていたのではないかとこのところについては16スライド目でございます。これは料金制度専門会合では、経営効率化のときの分析で使わせていただいたところでございますが、ここで緑色の中国電力の線が低くなっていることを紹介させていただいたのですけれども、アドバイザーからは中国電力は高コスト体質ではないということはこのグラフからは言えず、むしろ2016年からずっと価格が、中国電力のコストが上がり基調にあるということが気をつけて見るべきところではないか。

さらに、17ページ目をお願いしたいのですけれども、これも販売部門における平均コストの比較で中国電力が低いというデータを示したのですが、これについてもアドバイザーからは、これは逆にカルテルをしているから営業コストが下がったというように見ることもできるのではないか。そういう視点で見ていくべきではないかといった指摘がなされたところでございます。

次に、24スライド目をお願いいたします。次に、修繕費における調達状況、これは修繕費だけではなく委託費も含めてですけれども、一番下の行、競争入札比率がどれぐらいかというところを示させていただきました。これを見ると、24ページ目以降、そのデータがずっと続いていますけれども、大体競争入札比率が1桁パーセントという結果を御説明したところ、消費者庁のアドバイザーからは、普通、競争入札比率が1桁ということはほかの業種ではあり得ない。これはやはり電力会社がほかの業種と比べて、特別に非効率であるということの証拠ではないかといった指摘がなされたところでございます。

次に、65スライド目以降でございますけれども、これは調達状況について、工種ごとに経年で分析する必要があるのではないかとといった御指摘に対して答えるものでございまして、火力発電所と原子力発電所の主要設備、附帯設備、ないし建屋関係の設備の主要なものに絞って集中して経年変化について見たものでございます。

66スライド目をお願いいたします。こういう形で各案件ごとにそれぞれ競争入札か特命発注かを見て、特命発注のものについては、特命となった理由、あるいは特命における調達の工夫といったものを各申請事業者を確認してまとめたものでございます。

これについてもアドバイザーからは、それぞれ現在のルールにのっとったものになっているのかとか、今までの費用と比べて高くなっていないかを確認するとか、そのようになっているところがあるので、そこは今後調べていく必要があるということをおっしゃったところでございます。

次に、78スライド目をお願いします。規制料金認可後のフォローアップについて、我々事務局から消費者庁に対して提案をさせていただいていることでございます。

2つ目の●ですけれども、調達に関して、電力業界全体の競争入札率が限定的であることや、効率化の余地があるのではないかとといった御指摘を踏まえ、さらには、今後自由化部門における電力会社間の競争の進展に伴って、さらにコストが圧縮される可能性もある。ここについては、81スライド目をお願いいたします。

これは電力自由化後の電気料金のコストの推移をまとめたものでございまして、水色が燃料費、再エネ賦課金以外のコストでございますけれども、ブルーの部分だけを見ますと、おおむね下がり基調にあるというところでございます。今後競争が進展していくと、さらにイノベーションが起きたり、ビジネスモデルが改善されたりして、コストが下がる可能性があるということで、また78スライド目に戻っていただきたいのですが、そういった可能性を踏まえて料金審査によって効率化を促すのみならず、実際に各事業者によってどのようにコスト効率化を進めていくのかフォローアップをしていくということで、新たにそういった枠組みを設けることとしたい。その際は、調達に係る有識者の知見も得たり、特定の調達案件について実証的に定量評価を行うといった工夫もしていきたいということをおっしゃらせていただいております。

現状の事後評価としては、原価算定期間終了後でございますし、あとチェックする対象も規制部門の利益率、あるいは超過利潤の発生状況、自由化部門の赤字発生状況でございますけれども、もうちょっと料金審査において議論となった点の確認等もしていくことを考えているところでございます。

あとは83スライド目でございますけれども、東京電力エネルギーパートナーの購入電力料に含まれる福島第一原子力発電所の関連費用につきましては、3つ目の●のとおり、廃炉等積立金を充てることを想定している事故対策費用、汚染水対策、燃料デブリの取り出し等々については織り込まれていないことを確認し、過去の査定方針の考え方とも整合的であるといったことを説明しております。

以上のような説明をしたところ、アドバイザーの反応としましては、個別に言及させて

いただいたところとしましては、やはり電力会社全般、コスト効率がよくない。コスト効率が悪いもの同士を比較しても意味がないのではないか。あとは全般として筋道が通った話であるとはまだ考えられない。分析についてもまだまだ深堀りをしていく必要があるといった指摘を受けて本日の会合は終了となっております。

今後の進め方については未定でございますけれども、消費者庁との協議状況についての現状の報告といたします。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。資料4のほうは、消費者庁の電気料金アドバイザー会合に対する御回答というか、電取委事務局からのプレゼンと、それに対する御反応を御紹介いただいたということであります。

基本的に不祥事があって、あるいはカルテルの問題があって、それで高コスト体質になっているのではないかということ。その前提として、特に調達面で競争等のコスト節約的な行為が不十分ではないかということですよ。それに対して、今電取委事務局のほうでお持ちの資料、あるいは事業者様から御提供いただいた資料でその内容について分析をして御提示したということでもあります。そういったポイントは、フォローアップを今まで以上に増してやったらどうかという御提案をしたということでもあります。

これについて、御意見、御質問等あれば、御発言願いたいと思いますが、いかがでしょう。どなたかいらっしゃいませんか。

電力業界だけの比較ではなくて、より一般的な他の業界との比較も必要ではないかという御意見をいただいて、それにどのような対応をするかということも将来的に1つのポイントかと思っておりますけれども、いかがでございましょう。安念委員が御発言ということですね。どうぞ、安念委員、御発言ください。

○安念委員 ありがとうございます。池田さんをはじめ、事務局スタッフの方々は率直に言って貧乏くじを引かされて本当に大変な御苦勞で、ただただ心から御同情申し上げると申し上げるしかありません。

私は消費者庁との協議の場に実際にいたわけではなくて、事務局からの言わば伝聞証拠だから、完全に正しく理解しているかどうかは分からないけれども、率直に言って何をおっしゃりたいのかがよく分からない。というのは、我々は法令に従って審査をしているわけであって、行政府の一部門である以上、法令に従った審査以外のことはしてはいけないのです。

そのことを、それ以外の様々な考慮をしながらというのはあり得ないではないけれども、我々の審査が妥当であるかどうかについては、その審査の具体的な内容についてどこが間違っているということを指摘していただかなければ、これ以上進みようがないと思います。特にコストは上がっても下がっても、どちらもカルテルの影響だとおっしゃるのであれば、これはもはや説明のしようがありません。

それから、これは行政法的な問題ですが、この認可の申請に対しても、当然ですが、標準処理期間というのがあるわけですし、それはなかなか守り難いものですが、行政内部での手続によって、幾らでも認可処分、あるいは認可に対して不認可の処分ということも理論的にはあり得ますが、回答であるところの認可の処分がいつまでも遅くなっていくというものではありません。

そもそもこの協議というのは法律によって定められているものではなくて、行政内部の申合せにすぎないので、非常に率直な言い方をさせてもらいますけれども、協議をしなくても認可に係る処分の適法、違法には私は影響を与えないものと思います。こういうことを言うといろいろ差し障りがあるかもしれませんが、率直に言って、我々として何をすればいいのかがもう分からなくなりました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。ほかに御意見等ございますでしょうか。川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員　川合でございます。

今、安念先生がおっしゃったように、私も一応法律家なので、確かに我々のできることには限界があるということがまず1点でございます。

2点目なのですが、今回、彼らが、このアドバイザーの方々が言いたいのは、電力料金の在り方全般、あるいは電力会社の在り方全般、経営の在り方全般、この辺についていろいろ物申したいのかなと思っているところがあります。

端的に言うと、それが結局、規制料金のほうにも跳ね返ることがあるにしても、今回、我々が求められているのは規制料金の話として、どのような判断をすべきかという話だと理解していて、そこら辺も正確に、自分たちのやれるべきことは一応ここまでだろうと思っています。

全般的な電力会社の在り方とか経営方針とか、そこまでの話にすると、あくまでも電力会社というのは、公益事業をやっている民間企業ですから、そこはやはり一歩、行き過

ぎた経営の会議というのはできるものでもないということは間違いないと思っています。そこだけは指摘しておきたいと思います。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。そのほか御発言ございますか。松村委員、どうぞ、御発言ください。

○松村委員　松村です。発言します。

恐らく先方の御関心、もともと何度も伺っていたのは、ある種の競争制限行為というのによって、競争圧力が弱まり、その結果として高コスト体質になっているのではないかという懸念ということだと思えます。

それで、事務局のほうが私は十分適切に示したと思いますが、カルテル行為というのがあった結果として、中国電力のところ他に比べて特異的にある種コストが高くなったとか、明らかなカルテルの影響によって効率性が下がったというようなことは、伺うことは難しいということは示していただいたのだと思えます。もうこれ以上はとても困難だと思えます。

料金審査でやれることというのは、もうこれが精一杯ということで、可能性はあるというだけで勝手に査定して料金を下げるといふわけにはいかないもので、一定の理屈に基づいて行うしかないということで、それについては、もう最大限の努力をしてきたと思っています。

ただ、料金審査の段階でできることはこれだけだということ、これ以上はとても困難だということだと思えますが、監視等委員会全体としては、そもそももし競争圧力というのが弱い結果として高コスト体質になっているのではないかという懸念があるのだとすれば、その一番本質的な解決策というのは、競争というのを効率的にするというか、競争圧力をちゃんと維持する、高める、そういうことなのだろうと思えます。

そうすると、料金審査の文脈では難しいのかもしれないのだけれども、この委員会では、制度に関しても関与している、あるいはエネ庁も当然そうなのですが、その制度の改革によって、競争圧力というのがもし不十分だとすれば、それを改善していくということが本質なのだと思います。私たちはそれによって答えていくというしかもうしようがないのではないかと思っています。

すごく極端なことを言うと、例えば、今回カルテルが起こったところというのは、ある種、潜在的な競争圧力が高まって、公正取引委員会に証拠をつかまれてしまうような格好

で、ある種の話合い、あるいはある種の連絡を取らないと、暗黙の協調というのが維持できなくなるような状況だったというのかもしれない。

そうすると、今回、ずっと問題視されている中国電力以外のところでも実はカルテルなしにも暗黙の協調が維持できるような、そんな状況だったのかもしれない。そうすると、そういうところと比較しても著しくひどいわけではないというのがどれだけ説得力があるのかというのも一理はあると思うのですが、しかし、それは私たちは法令に従ってやっているんで、もうこれ以上はどうしようもない。だから、私たちはそういうものも含めて暗黙のカルテルの可能性も含めて、そのようなことが起きないように競争圧力がちゃんと高まるように改革の努力を続けていくという形で答えるしかないと思います。

その意味では、現在、内外無差別ということについて議論が進んでいると思います。これが本当に実効性のあるもの、競争制限的な契約条項などというのが残らないように、本当に機能するという制度をつくって行って、これで私たちは効率化を促していくのだということをや粘り強く繰り返し繰り返し説明していき、実際に実績として示すということによって消費者に納得していただくしかないと思っております。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。ほかに御発言御希望いらっしゃいますでしょうか。

各委員から、この位置づけの問題も含めていろいろ御意見をいただきましたけれども、ほかにいかがですか。――事務局からコメントございますか。

○池田取引監視課長　御意見どうもありがとうございます。いろいろ法令にのっとってというようなお話がございましたが、消費者庁の考えとしては、認可に関する要件のところ、能率的な経営というワードがあって、カルテルによって競争圧力が働かず、高コスト体質というところは、能率的な経営によるという要件の観点でちょっと問題があるのではないかという考えに基づいて、いろいろ意見等々を言ってきているところでございます。

そして、松村委員から御指摘もございましたけれども、あともう一つ、今、消費者庁のアドバイザーの問題意識としては、サプライヤーも地域独占になっている。要は電力会社がその地域のサプライヤーを使って、そこ共存共栄ではないですけども、そこが潰れることがないよう、あるいはそこずっと取引をしている。そういったところがあって、要はコスト削減が働きにくいのではないかとといった問題意識も有しているところでございまして、今後、事務局としましては、1つはフォローアップということを御提案させていただきましたが、発注の効率性、あるいは先ほど松村委員がおっしゃったような競争圧力

がどのようにしたら高まるのかというところの検討を今後、なかなか難しい課題ではありますが、継続的に実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山内座長　　ありがとうございました。ということで、御意見をいただきましたが、今、事務局からありましたような展開もあるということだと思います。ただ、今回、我々の会合で出た意見というのは、アドバイザーのほうにもお伝えいただいて、それについて御回答というのはお考えいただく必要があるのかなと思っております。

ただ、フォローアップについては、御提案がありまして、これについては、皆さん、特に御反対の意見もなかったということでございますので、事務局で適切に実施していただきたいということでよろしいのかと思っております。それでは、そういうことでよろしく願いいたします。

特段何か御発言の御希望があれば承りますが、一応、本日予定した議事は以上ということになります。よろしゅうございますか。

それでは、以降の議事進行を事務局でお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○池田取引監視課長　　本日の議事録については、案が出来次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしく願いいたします。

次回会合につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第44回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——